

お知らせ

介護保険施設を利用したときの食費や負担限度額の基準等の一部が変更されます

介護保険施設でサービスを利用した被保険者の食費・居住費滞在費・宿泊費は、所得に応じて支払の基準額が設定されていますが、在宅サービスを利用している方との公平性等の観点から、令和3年8月から食費の基準額が変更されます。

また、現行の第3段階を保険料の所得段階と合わせて2つの段階に区分するとともに、預貯金額の基準について、所得段階に応じて基準を設定します。

問 保健福祉課(介護保険)  
☎ 6774-98059

令和3年度の大阪市防火標語が決定しました

応募総数613点の中から厳正な審査の結果、防火標語を次とおり決定しました。11月9日から1年間、火災予防の呼びかけ、防火思想の普及啓発のために使用されます。

特選標語『人と人つなぐ命は防火から』

- 入選 ● 消したはず 消えたはずでは あきまへん!  
● 防火の輪 みんなでつないで ええ街に
- 佳作 ● お出かけは マスクを着けて 火を消して  
● 「あとで」より「今」が大切 火の用心  
● シェアしてな 防火の意識 あなたから  
● あかんねん! その気の緩み 火事なんねん!  
● 忘れずに 手洗いうがいと 火の始末

問 天王寺消防署  
☎ 6771-0119

なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1  
O.C.A.T.5階  
☎ 4397-2948(代表)  
☎ 4397-2905  
FAX 4397-12905

個人市・府民税  
(普通徴収分)第2期分の  
納期限は8月31日(火)です

新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含み、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は、申請により減額・免除されることがあります。

詳しくは、令和3年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所へご相談ください。

問 市民税等グループ  
(個人市民税担当)  
☎ 4397-2953

天王寺税務署

堂ヶ芝2-11-25  
☎ 6772-1281  
※来署による相談は事前予約制です。

消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付について

個人事業者の方で、令和2年の確定消費税額(地方消費税額は含みませんが48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

令和2年分の確定消費税額に応じて算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」と「納付書」を送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出し、期限内納付をお願いします。

今月の各種無料相談会

※相談時はマスクの着用をお願いいたします。体調不良の方は来庁を控えてください。

■ 日曜法律相談  
日時/8月22日(日)  
9時30分~13時30分

場所/天王寺区役所  
(真法院町20-33)

平野区役所  
(平野区瀬戸口3-8-19)

対象/市内在住の方  
定員/各16組(申込先着順)  
相談時間/1組30分以内  
予約受付/8月19日(木)、20日(金)  
9時30分~12時

予約専用/☎ 6208-8805  
問 大阪市総合コールセンター  
「なにわコール」  
☎ 4301-7285  
8時~21時(年中無休)

■ 区役所で行う無料相談

対象/市内在住の方  
相談時間/1組30分以内

	実施日	時間	受付
弁護士による法律相談	3日(火) 19日(木) 27日(金)	13:00~17:00	区役所6階 61番窓口
税理士相談★	18日(水)	13:00~16:00 ※受付は15:30まで	区役所1階 区民情報コーナー
司法書士相談★	24日(火)		
行政書士相談★	25日(水)		

☎…要予約(相談日当日9:00から先着順で電話予約)  
※定員8組、相談時間の指定はできません。  
★相談をご希望の方が多数おられる場合は、12:50ごろより、1階受付場所にて番号札をお配りします。  
【ご注意】8月9日(月)~13日(金)はいずれの区役所でも「弁護士による法律相談」は実施しません。

問 事業戦略室(広聴広報)  
☎ 6774-9683  
※弁護士による法律相談は他区でも実施しておりますので、お問い合わせください。

密集市街地における古い住宅の解体・建替え費用を補助します!

大阪市では、災害に強いまちづくりをすすめるため、対策地区(密集市街地)における古い住宅の解体・建替え費用を補助する制度を設けています。

- 狭い道路に面した古い木造住宅を解体する場合の解体費用の一部を補助
- 隣地を取得し戸建住宅へ建替える場合の設計・解体費用の一部を補助

※重点対策地区では、さらに集合住宅への建替えに対して補助

天王寺区の該当地区は右記のとおりです。制度について詳しくはホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



▲詳しくはこちら



空き家を  
利活用しませんか

家屋を相続したものの居住されないままになっている物件はありませんか? 大阪市では、住宅の性能向上や地域のまちづくりに資する改修工事の費用の一部補助する「空家利活用改修補助事業」を行っています。同事業を利用し

■ 対策地区

上之宮町、上本町7丁目(1番、4番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、上本町8丁目(1番、4番、5番、9番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、上本町9丁目(1番、4番、5番(東野田河堀口線(上町筋)以东))、烏ヶ辻2丁目、北河堀町(4~10番(東野田河堀口線(上町筋)以西))、北山町、小宮町、細工谷1丁目(4~10番(生玉片江線以南))、細工谷2丁目、真法院町、大道1丁目(6~14番(芦原杭全線以南))、堂ヶ芝2丁目(2~18番(生玉片江線以南))、悲田院町(1~7番(玉造筋以北))、堀越町、松ヶ鼻町

■ 重点対策地区

勝山4丁目(2番、3番、5番、6番(勝山通線(勝山通)以北))、烏ヶ辻1丁目、下味原町、堂ヶ芝1丁目、東上町

※該当地区以外では、耐震性が不足する戸建住宅等を解体する場合の解体費用の一部を補助する制度があります。

問 都市整備局 耐震・密集市街地整備受付窓口 ☎ 6882-7053

て改修された活用事例をホームページで紹介しています。制度のご利用をお考えの方はご相談ください。

問 市民協働課(安全まちづくり室) ☎ 6774-9899

詳しくはこちら



広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。  
<http://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>